
プロジェクト **IFRS S1 号に相当する基準の開発**
項目 **国家の安全保障等に関する情報の開示**

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**国家の安全保障等に関する情報の開示**の定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 15 項参照）。

日本版 S1 基準において、次のことを定める。

(1) 次のすべての条件を満たす場合、かつ、その場合に限り、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報が、国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報であると判断したときには、当該情報がサステナビリティ開示基準によって要求されていたとしても、これを開示しないことができる。

- ① 当該情報が、一般に利用可能となっていない。
- ② 当該情報の開示を禁止する法令等が存在しないものの、当該情報を開示することにより、安全保障等が脅かされることが合理的に見込まれる。
- ③ 安全保障等が脅かされることなく、開示要求の目的を満たすことができるようにその情報を集約して開示することができないと企業が判断している。

(2) 本項(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、本項(1)に従い開示していない旨を開示しなければならない。

- (3) 本項(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、各報告期間の末日において、開示しないための本項(1)の条件が満たされているかどうかを再評価しなければならない。

問題の所在

4. 当委員会は、第18回サステナビリティ基準委員会（2023年8月3日開催）において「商業上の機密事項」に関して審議を行った。その際の事務局の提案は、日本版S1基準において、次の事項を定めるというものである。

- (1) 次のすべての条件を満たす場合、かつ、その場合のみにおいて、サステナビリティ関連の機会についての情報が商業上の機密であると判断したときには、当該情報がサステナビリティ開示基準によって要求されており、また、当該情報に重要性があったとしても、これを開示しないことができる。

- ① サステナビリティ関連の機会についての情報が、一般に利用可能となっていない。
- ② その情報を開示することにより、当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することが合理的に見込まれる。
- ③ 当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示要求の目的を満たすことができるようにその情報を集約して開示することができないと企業が判断している。

- (2) 本項(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、開示していない旨を開示しなければならない。

- (3) 本項(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、各報告日において、開示しないための本項(1)の条件が満たされているかどうかを再評価しなければならない。

- (4) サステナビリティ関連のリスクに関して、また、幅広くサステナビリティ関連財務情報の開示を省略する根拠として、本項(1)の定めを用いてはならない。

5. これに対し、次のような意見が聞かれた。

事務局の提案では、IFRS S1号と整合的に、サステナビリティ関連のリスクについては、商業上の機密であると判断される場合においても情報の省略は認められないとされている。しかし、リスクに関する情報の中には、例えば、我が国のインフラサービスを担う企

業におけるサイバーセキュリティに関する情報など、当該情報を開示することによって国家の安全保障等が脅かされる可能性のある情報も含まれると考えられる。そのような情報も含め、重要性があるすべてのリスク及び機会に関する情報を開示しなければならないとする要求事項を日本版 S1 基準に取り入れることには懸念があるため、何らかの対応が必要ではないか。

6. 多くの場合、国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報については、すでに法令等により開示が禁止されていると考えられる。しかし、そのような情報が法令等により禁止されていない場合、IFRS S1 号における「商業上の機密情報」（IFRS S1 号 B34 項から B37 項）において開示が免除される事項は機会に関する情報に限定されているため、IFRS S1 号の下では開示が免除されないと考えられる。
7. また、IFRS S1 号では、サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合、SASB スタンダードに含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないとされている（IFRS S1 号第 57 項及び第 58 項(a)）。SASB スタンダードの中の具体的な指標の中には、極めて稀であると考えられるが、国家の安全保障等を脅かす可能性がある指標が含まれる可能性も考えられる。
8. このため、日本版 S1 基準において、国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報に関する取扱いを検討する。

事務局による分析

（任意開示の下での開示例）

9. 任意開示の下での開示例を、別紙 **（HP では非公表）** に示している。

（考えられるアプローチ）

10. 企業が国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報を開示することにより、国家の安全保障等が脅かされることが合理的に見込まれる場合、当該情報を開示することによって得られる社会全体の便益よりも、不利益の方が大きくなると考えられるため、当該情報を開示しないことを容認する定めを日本版 S1 基準に導入することが適切と考えられる。その方法としては、次の 2 つのアプローチが考えられる。

- (1) 基準設定主体においてその範囲を定めるアプローチ

このアプローチは、基準設定主体において、開示を要しない範囲を定めるアプローチである。例えば、SASB スタンドアードの具体的な指標の中に、国家の安全保障等を脅かす可能性がある指標が含まれると判断した場合には、当委員会が開発する基準においてはこれを取り入れないことにより、開示を要求しないこととすることが考えられる。

このアプローチは、免除する範囲を企業が判断しないという点で、開示を要しない範囲が無用に広がらない点が利点である一方で、基準設定主体が企業の実態を考慮して、個々の情報が国家の安全保障等を脅かす可能性があるかどうかを検討しなければならなくなる点が欠点であると考えられる。

(2) 企業においてその範囲を定めることとするアプローチ

このアプローチは、企業において、開示を要しない範囲を定めるアプローチである。このアプローチは、免除する範囲を企業が実態に合わせて判断できるという点が利点となるが、開示を要しない範囲が無用に広がる可能性がある点が欠点であると考えられる。したがって、このアプローチを採用する場合には、一定の要件を定めることが適切であると考えられる。

11. 前項の(1)と(2)を比較した場合、(2)がより原則主義的な定めとなり、現実的であると考えられる。したがって、(2)のアプローチを採用することが考えられるがどうか。なお、一定の要件については、本資料の第14項で検討する。

(「国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報」を定義するか否か)

12. どのような情報が「国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報」に該当するかについては、例えば、2013年12月17日に、日本政府が国家安全保障会議及び閣議において決定した、国家安全保障に関する基本方針である「国家安全保障戦略」等¹が参考になると考えられる。
13. 本資料の第6項で述べたように、多くの場合、国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報については、すでに法令等により開示が禁止されていると考えられる。したがって、法令等により開示が禁止されていない情報のうち開示しないこととなる情報は相対的に少ないと考えられ、国家の安全保障等を脅かす情報であるか否かは明らかである場合が

¹ 本戦略は、国家安全保障に関する基本方針として、海洋、宇宙、サイバー、政府開発援助（ODA）、エネルギー等国家安全保障に関連する分野の政策に指針を与えるものとされている。
<https://www.cas.go.jp/jp/siryoku/131217anzenhoshou.html>

多いと考えられるため、日本版 S1 基準において「国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報」の用語を定義しないことが考えられるがどうか。

(日本版 S1 基準における定め)

14. ここで、本資料の第 10 項に記載のとおり、どのような情報が国家の安全保障等に関する情報に該当するかについて、具体的な定義を定めず、企業の判断に委ねることとした場合、一定の要件を定めることが考えられる。この要件については、商業上の機密情報に関する要件（本資料の第 4 項参照）を参考にすることが考えられる。

(事務局による提案)

15. 日本版 S1 基準において、次のことを定めることが考えられるがどうか。
- (1) 次のすべての条件を満たす場合、かつ、その場合に限り、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報が、国家の安全保障等を脅かす可能性がある情報であると判断したときには、当該情報がサステナビリティ開示基準によって要求されていたとしても、これを開示しないことができる。
 - ① 当該情報が、一般に利用可能となっていない。
 - ② 当該情報の開示を禁止する法令等が存在しないものの、当該情報を開示することにより、国家の安全保障等が脅かされることが合理的に見込まれる。
 - ③ 国家の安全保障等が脅かされることなく、開示要求の目的を満たすことができるようにその情報を集約して開示することができないと企業が判断している。
 - (2) 本項(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、本項(1)に従い開示していない旨を開示しなければならない。
 - (3) 本項(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、各報告期間の末日において、開示しないための本項(1)の条件が満たされているかどうかを再評価しなければならない。

文案

16. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S1 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。

なお、「¶S1.X」は参考にした IFRS S1 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S1 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料の第 15 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上